

令和4年度備前市愛♡乗り生活交通チケット Q&A

Q1. 交付要件は？

(令和4年4月1日～)

A：申請時において①～⑤のいずれかに該当している方が対象となります。(交付は世帯単位)

- ① 年齢70歳以上の運転免許証を所持していない方
(特殊自動車、自動二輪免許及び原付免許は除く。)
- ② 運転免許証を返納し、【おかやま愛カード】の交付を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④ 母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は、出産後3カ月までの方
- ⑤ 要介護・要支援認定を受けられている方

令和4年度より追加

Q2. 申請・交付方法は？

A：申請時において、Q1の交付要件①～⑤のいずれか一つでも満たしている方が申請できます。

本人確認できるものを持参し、備前市役所公共交通課、日生総合支所、吉永総合支所、三石総合支所、三国出張所へ提出してください。

※備前市役所で申請された方には、その場でチケットを交付いたします。各支所、出張所で申請された方には市役所で審査のうえ、後日郵送にてチケットを交付いたします。

※令和4年度の受付は、4月20日から開始いたします。

Q3. チケットの交付金額はいくら？

A：チケットは1枚100円です。1カ月あたり12枚で、令和5年3月分までまとめて交付します。

(例) 4月、5月、6月に申請した場合・・・100円×12枚×12カ月分=14,400円分

(例) 7月、8月、9月に申請した場合・・・100円×12枚×9カ月分=10,800円分

Q4. 使用期間はああるの？

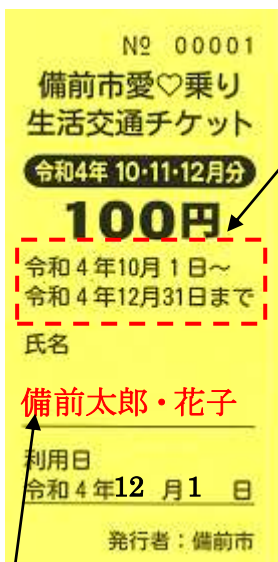
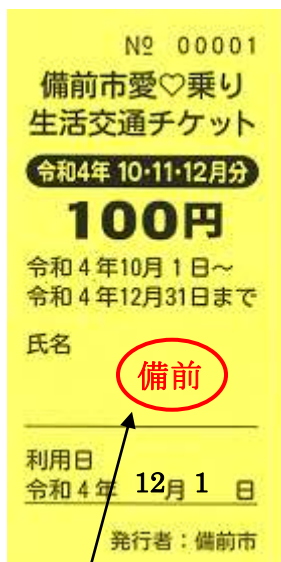
A：チケットの使用できる期間は3カ月単位で、3カ月で3,600円分ご利用いただけます。

使用期間以外の日付では使用できません。

※令和3年度以前のチケットは使用できません。

Q5. 使い方は？

A：・チケットを使用する際は必ず氏名欄へ使用する方のお名前を記入(ゴム印・認印可)してください。使用できる期間が切れていたり、お名前の記入がないチケットは使えません。



使用できる期間が記載されています。期間を守ってご使用ください。

使用する方のお名前(ゴム印・認印も可)と使用する日付を必ず記入してください。
空欄のまま使用しないようお願いします。

●印鑑でも可

●使用する方(対象者)がお二人の場合は、お二人とも記入してください。

- 1回の乗車につき、複数枚使用してもかまいません。ただし、運賃以上の金額をチケットで支払うことはできませんので、運賃に端数が出た場合は必ず現金でお支払ください。
チケットは3カ月単位の使用期間の為、一度に使用できるチケットは最大で3,600円分です。
- 世帯単位で交付しますが、交付要件に該当する方のみしか使用できません。
- 交付を受けたチケットを譲渡したり、対象者以外の運賃を支払ったりすることは出来ません。偽りその他不正な手段によりチケットの交付を受けたり、使用された場合、未使用のチケットを返還していただくとともに使用済みのチケットに相当する額を請求させていただきます。
- 受領後にチケットに著しい汚損、紛失、盗難等があった場合、いかなる理由であっても再交付は行いません。
- チケット交付後に条件を満たさなくなった場合は、未使用のチケットを備前市役所公共交通課まで返還してください。
- 市営バス【片上和気線】ではチケットが利用できませんのでご注意ください。

Q6. どこで使えるの？



A：備前市営バス(片上和気線を除く)、日生定期航路、市の指定する下表のタクシー会社で利用可能です。※使用する際は必ずお名前と日付を記入してください。

備前市内のタクシー会社	
タクシー会社名	電話番号
香登タクシー	0869-66-9041
(株)インベタクシー	0869-64-2154
備前交通(株)	0869-64-3344 / 0120-64-3343
(資)海王交通	0869-67-0021
日生交通(有)	0869-72-0205
(有)吉永タクシー	0869-84-4000
(有)三石タクシー	0869-62-0145
介護タクシー 竹ちゃん	090-8994-2395

※備前市内のタクシー会社を利用する場合は、行き先や距離関係なくチケットをご利用いただけません。

備前市外のタクシー会社	
タクシー会社名	電話番号
長船タクシー	0869-26-4444 / 0120-701444
ネイチャーワールド	0869-26-8855
安全タクシー(有)	0869-26-3008
有限会社 ツルヤタクシー	0869-24-0222

※長船タクシー、ネイチャーワールド、安全タクシー、ツルヤタクシーを利用する場合は発地及び着地のいずれもが営業区域外の運送（備前市発備前市着）は禁止されますのでご注意ください。

＜使用例＞ 瀬戸内市内 から 備前市内へ ⇒ 利用可
備前市内 から 瀬戸内市内へ ⇒ 利用可

※備前市内から備前市内へのご移動は、備前市のタクシー会社のみしかご利用できません。

【お問合せ先】備前市公共交通課 ☎0869-64-1852